

会社法制の見直しに関する要綱案の作成に向けた検討(2)

第2部 親子会社に関する規律

第1 親会社株主の保護

1 多重代表訴訟等

【A案】 多重代表訴訟の制度を創設するものとする。

(注) 制度の具体的な内容は、[会社法制部会資料|23](#) 第1の3のとおりとする。

【B案】 次のような規律を設けるものとする。

① 取締役会は、その職務として、「株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正の確保」を行うものとする。

② ①の職務は、次に掲げる事情その他の事情に応じて、これを行うものとする。

ア ①の企業集団における各子会社の重要性

イ 当該株式会社によるその子会社の株式の所有の目的及び態様

(注) B案によることとする場合には、上記のほか、総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主等は、株式会社の子会社の取締役等の責任の原因となる事実があることを疑うに足りる事由があるときは、当該株式会社に対して、当該責任の追及に係る対応及びその理由等を通知することを請求することができる旨の規律も設けるものとする ([会社法制部会資料|23](#) 第1の2参照)。

2 株式会社が株式交換等をした場合における株主代表訴訟

株式会社が株式交換等をした場合における株主代表訴訟について、次のような規律を設けるものとする。

① 株主は、株式会社の株主でなくなった場合であっても、次に掲げるときは、第847条第1項の責任追及等の訴えの提起を請求することができるものとする。

ア 当該株式会社の株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

イ 当該株式会社が吸収合併により消滅する会社となる吸収合併により、

吸収合併後存続する株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

- ② ①による請求は、次に掲げる株式会社に対して行うものとする。
- ア ①アの株式交換又は株式移転の場合 株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社
- イ ①イの吸収合併の場合 吸収合併存続株式会社
- ③ ①アの株式交換若しくは株式移転又は同イの吸収合併（以下「株式交換等」という。）の効力が生じた日において株式会社が公開会社である場合にあっては、①による請求をすることができる①の株主は、当該日の6か月前から当該日まで当該株式会社の株式を有するものに限るものとする。
- ④ ①による請求は、株式交換等がその効力を生じた時までにはその原因となった事実が生じたものに係る責任追及等の訴えに限り、その対象とすることができるものとする。
- ⑤ ①の株主は、①の責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができるものとする。

(注) 上記のほか、不提訴理由通知、①の株主による①の責任追及等の訴えの提起、担保提供、訴訟告知、和解、費用等の請求、再審の訴え等の訴訟手続等に係る事項について、所要の規定を整備するものとする。

3 親会社による子会社の株式等の譲渡

株式会社は、その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡をする場合であって、次のいずれにも該当しないときは、当該譲渡がその効力を生ずる日（以下3において「効力発生日」という。）の前日までに、株主総会の特別決議によって、当該譲渡に係る契約の承認を受けなければならないものとする。

- ① 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないとき。
- ② 当該株式会社が、効力発生日に、当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有するとき。

(注) 本文の場合には、上記のほか、事業譲渡等に関する規律（第467条から第470条まで）の適用があるものとする。

第2 子会社少数株主の保護

【A案】 親会社等との利益相反取引における親会社等の責任に関し、次のような明文の規定を設けるものとする。

① 親会社等は、親会社等との利益相反取引（当該取引がなかった場合と比較して株式会社に〔著しく〕不利益となるような条件のものに限る。以下「不利益取引」という。）によって株式会社に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、親会社等が不利益取引であることにつき善意でかつ過失がないときは、この限りでないものとする。

② ①の不利益の有無及び程度は、当該取引の条件のほか、次に掲げる事情を考慮して判断されるものとする。

ア 株式会社による当該取引の条件に関する検討及び交渉の状況

イ 株式会社と親会社等の間における当該取引以外の取引の条件

ウ 株式会社が親会社及びその子会社から成る企業集団に属することによって享受する利益

エ その他一切の事情

③ ①の責任は、株式会社の総株主の同意がなければ、免除することができないものとする。

④ ①の責任は、第847条第1項の責任追及等の訴えの対象とするものとする。

【B案】 親会社等との利益相反取引に関する親会社等の不法行為に基づく損害賠償責任を、第847条第1項の責任追及等の訴えの対象とするものとする。

第3 キャッシュ・アウト

1 特別支配株主の株式等売渡請求

(1) 株式等売渡請求の内容

① 株式会社の特別支配株主は、当該株式会社の株主（当該株式会社及び当該特別支配株主を除く。）の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができるものとする。

（注） 「特別支配株主」とは、ある株式会社の総株主の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）

以上をある者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人（以下「特別支配株主完全子法人」という。）が有している場合における当該者をいうものとする。

- ② 特別支配株主は、①による請求（以下「株式売渡請求」という。）をするときは、併せて、①の株式会社（以下「対象会社」という。）の新株予約権の新株予約権者（対象会社及び当該特別支配株主を除く。）の全員に対し、その有する対象会社の新株予約権の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができるものとする。
- ③ 特別支配株主は、新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権売渡請求（②による請求をいう。以下同じ。）をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求しなければならないものとする。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、この限りでないものとする。

（注） 特別支配株主は、特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求又は新株予約権売渡請求をしないこととすることができるものとする。

（2）株式等売渡請求の手続等

- ① 株式売渡請求は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないものとする。
 - ア 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
 - イ 対象会社の株主（対象会社、特別支配株主及びアの特別支配株主完全子法人を除く。以下「売渡株主」という。）に対して、その有する対象会社の株式（以下「売渡株式」という。）に代えて交付する金銭の額又はその算定方法
 - ウ 売渡株主に対するイの金銭の割当てに関する事項
 - エ 株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求（(1)③による請求を含む。以下同じ。）をするときは、その旨及び次に掲げる事項
 - (ア) 特別支配株主完全子法人に対して新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
 - (イ) 対象会社の新株予約権者（対象会社、特別支配株主及び(ア)の特別支配株主完全子法人を除く。以下「売渡新株予約権者」という。）に対して、その有する対象会社の新株予約権（(1)③による請求をするときは、新株予約権付社債についての社債を含む。以

下「売渡新株予約権」という。)に代えて交付する金銭の額又はその算定方法

(ウ) 売渡新株予約権者に対する(イ)の金銭の割当てに関する事項

オ 特別支配株主が売渡株式及び売渡新株予約権を取得する日(以下1において「取得日」という。)

カ アからオまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(注) ウに掲げる事項についての定めは、売渡株主の有する売渡株式の数(売渡株式の種類ごとに異なる取扱いを行う旨の定めがある場合にあっては、各種類の売渡株式の数)に応じて金銭を交付することを内容とするものでなければならないものとする。

② 特別支配株主は、株式売渡請求(株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をするとき、株式売渡請求及び新株予約権売渡請求。以下「株式等売渡請求」という。)をしようとするときは、対象会社に対し、その旨及び①アからカまでに掲げる事項を通知し、対象会社の承認を受けなければならないものとする。

(注1) 対象会社は、株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求がされたときは、新株予約権売渡請求のみを承認することはできないものとする。

(注2) 取締役会設置会社においては、②の承認をするか否かの決定は、取締役会の決議によらなければならないものとする。

(注3) 対象会社が②の承認をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、②の承認は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じないものとする(第322条第1項参照)。

③ 対象会社は、②の承認をしたときは、取得日の20日前までに、次のア及びイに掲げる者に対し、当該ア及びイに定める事項を通知しなければならないものとする。

ア 売渡株主及び売渡新株予約権者(以下「売渡株主等」という。) 当該承認をした旨、特別支配株主の氏名又は名称及び住所、①アからオまでに掲げる事項その他法務省令で定める事項

イ 売渡株式の登録株式質権者及び売渡新株予約権の登録新株予約権質権者 当該承認をした旨

(注1) ③による通知(売渡株主に対してするものを除く。)は、公告をもってこれに代えることができるものとする。

(注2) 振替株式を発行している対象会社は、振替株式である売渡株式の株主又はその登録株式質権者に対する③による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならないものとする(社債、株式等の振替に

関する法律第161条第2項参照)。

(注3) 上記の通知又は公告の費用は、特別支配株主の負担とするものとする。

④ 対象会社が③の通知又は公告をしたときは、特別支配株主から売渡株主等(公告をしたときは、売渡新株予約権者)に対し、株式等売渡請求がされたものとみなすものとする。

⑤ 対象会社は、③の通知(売渡株主等に対するものに限る。)又は公告の日のいずれか早い日から取得日後6か月(対象会社が公開会社でない場合にあつては、取得日後1年)を経過する日までの間、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。売渡株主等は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。

ア ②の承認をした旨

イ 特別支配株主の氏名又は名称及び住所

ウ ①アからカまでに掲げる事項

エ アからウまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

⑥ 特別支配株主は、②の承認を受けた後は、取得日の前日までに対象会社の承諾を得た場合に限り、株式等売渡請求を撤回することができるものとする。

(注1) 取締役会設置会社においては、⑥の承諾をするか否かの決定は、取締役会の決議によらなければならないものとする。

(注2) 対象会社は、⑥の承諾をしたときは、遅滞なく、当該承諾をした旨を売渡株主等に対して通知し、又は公告しなければならないものとする。当該通知又は公告の費用は、特別支配株主の負担とするものとする。

(注3) 株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求がされた場合には、株式売渡請求のみを撤回することはできないものとする。また、新株予約権売渡請求のみを撤回する場合については、上記と同様の規律を設けるものとする。

⑦ 株式等売渡請求をした特別支配株主は、取得日に、売渡株式等の全部を取得するものとする。

⑧ 対象会社は、取得日後遅滞なく、株式等売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式等の数その他の株式等売渡請求による売渡株式等の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、取得日から6か月間(対象会社が公開会社でない場合にあつては、取得日から1年間)、当該書面等をその本店に備え置かなければならないものとする。取得日に売渡株主

等であった者は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注) 上記のほか、株式の質入れの効果(第151条等)、株券の提出に関する手続(第219条等)その他株式等売渡請求に関する手続等について、所要の規定を整備するものとする。

(3) 売渡株主等による差止請求等

① 次に掲げる場合において、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に対し、株式等売渡請求による売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができるものとする。

ア 株式売渡請求が法令に違反する場合

イ 対象会社が(2)③(売渡株主に対する通知に係る部分に限る。)又は同⑤に違反した場合

ウ (2)①イ又はウに掲げる事項が対象会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合

(注) 売渡新株予約権者についても、同様の規律を設けるものとする。

② 株式等売渡請求があった場合には、売渡株主等は、取得日の20日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、その有する売渡株式等((2)①エ(イ)又は(ウ)に掲げる事項についての定めが新株予約権の内容として定められた条件に合致する売渡新株予約権を除く。)の売買価格の決定の申立てをすることができるものとする。

(注1) 特別支配株主は、裁判所の決定した売買価格に対する取得日後の年6分の利率により算定した利息をも支払わなければならないものとする。

(注2) 特別支配株主は、売渡株主等に対し、売渡株式等の売買価格の決定がされる前に、当該特別支配株主が公正な売買価格と認める額を支払うことができるものとする。

③ 株式等売渡請求による売渡株式等の全部の取得の無効は、取得日から6か月以内(対象会社が公開会社でない場合にあつては、取得日から1年以内)に、訴えをもってのみ主張することができるものとする。

④ ③の訴え(以下「売渡株式等の取得の無効の訴え」という。)は、次に掲げる者に限り、提起することができるものとする。

ア 取得日において売渡株主又は売渡新株予約権者であった者

イ 取得日において対象会社の取締役、監査役若しくは執行役であった者又は対象会社の取締役、監査役、執行役若しくは清算人

⑤ 売渡株式等の取得の無効の訴えについては、特別支配株主を被告と

するものとする。

⑥ 売渡株式等の取得の無効の訴えは、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属するものとする。

⑦ 売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、株式等売渡請求による売渡株式等の全部の取得は、将来に向かってその効力を失うものとする。当該判決は、第三者に対してもその効力を有するものとする。

(注) 上記のほか、売渡株式等の売買価格の決定の申立て及び売渡株式等の取得の無効の訴えの手続等について、所要の規定を整備するものとする。

2 全部取得条項付種類株式の取得

① 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社は、取得対価関係書面等備置開始日から取得日後6か月を経過する日までの間、第171条第1項各号に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。当該株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注) 「取得対価関係書面等備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいうものとする。

ア 第171条第1項の株主総会の日から2週間前の日

イ ③の通知又は公告の日のいずれか早い日

② 全部取得条項付種類株式の取得が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該全部取得条項付種類株式の取得をやめることを請求することができるものとする。

③ 株式会社は、取得日の20日前までに、全部取得条項付種類株式の株主に対し、当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する旨を通知しなければならないものとする。当該通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。

④ 全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立ては、取得日の20日前の日から取得日の前日までの間にしなければならないものとする。

⑤ ④の申立てをした株主は、第171条第1項の株主総会の決議により定められた取得対価の交付を受けないものとする。

(注) 株式会社は、株主に対し、株式の価格の決定がされる前に、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができるものとする。

⑥ 株式会社は、取得日後遅滞なく、株式会社が取得した全部取得条項付

種類株式の数その他の全部取得条項付種類株式の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、取得日から6か月間、当該書面等をその本店に備え置かなければならないものとする。当該株式会社の株主又は取得日に全部取得条項付種類株式の株主であった者は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。

3 株式の併合により端数となる株式の買取請求

- ① 株式の併合（単元株式数を定款で定めている場合にあつては、当該単元株式数に併合の割合を乗じて得た数が整数となるものを除く。以下第2部において同じ。）をする株式会社は、併合事項関係書面等備置開始日から株式の併合がその効力を生ずる日（以下3において「効力発生日」という。）後6か月を経過する日までの間、第180条第2項各号に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。当該株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。

（注） 「併合事項関係書面等備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいうものとする。

ア 第180条第2項の株主総会の日

イ ④の通知又は公告の日のいずれか早い日

- ② 株式の併合が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができるものとする。
- ③ 株式会社が株式の併合をすることにより株式の数に一株に満たない端数が生ずる場合には、反対株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち一株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができるものとする。

（注） 「反対株主」とは、次に掲げる株主をいうものとする。

ア 第180条第2項の株主総会に先立って当該株式の併合に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式の併合に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

イ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

- ④ 株式の併合をしようとする株式会社は、効力発生日の20日前までに、

- その株主に対し、株式の併合をする旨を通知しなければならないものとする。当該通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。
- ⑤ ③による請求（以下3において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにしてしなければならないものとする。
- ⑥ 株式買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができるものとする。
- ⑦ 株式買取請求があった場合において、株式の価格の決定について、株主と株式会社との間に協議が調ったときは、株式会社は、効力発生日から60日以内にその支払をしなければならないものとする。
- ⑧ 株式の価格の決定について、効力発生日から30日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後30日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができるものとする。
- （注1） 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する⑦の期間の満了の日後の年6分の利率により算定した利息をも支払わなければならないものとする。
- （注2） 株式会社は、株主に対し、株式の価格の決定がされる前に、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができるものとする。
- ⑨ 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずるものとする。
- ⑩ 株式の併合をした株式会社は、効力発生日後遅滞なく、株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数その他の株式の併合に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、効力発生日から6か月間、当該書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。当該株式会社の株主及び効力発生日に当該株式会社の株主であった者は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。
- ⑪ 株式会社が株式買取請求に応じて株式を取得する場合には、自己株式の取得財源に関する規制（第461条第1項）は適用されないものとする。この場合において、当該請求をした株主に対して支払った金銭の額が当該支払の日における分配可能額を超えるときは、当該株式の取得に関する職務を行った業務執行者は、当該株式会社に対し、連帯して、その超過額を支払う義務を負うものとする。ただし、その者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでないものとする。
- （注） 上記のほか、株式の併合に関する手続等について、所要の規定を整備するも

のとする。

4 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格

株主総会等の決議の取消しにより株主となる者も、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができるものとする。

第4 組織再編における株式買取請求等

1 買取口座の創設

- ① 振替株式の発行者は、第116条第1項各号の行為、株式の併合、事業譲渡等又は組織再編（吸収合併等又は新設合併等をいう。以下同じ。）をしようとする場合には、振替機関等に対して、株式買取請求に係る振替株式の振替を行うための口座（以下「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならないものとする。
- ② 発行者が、社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定による公告をするときは、併せて、買取口座を公告しなければならないものとする。
- ③ 振替株式の株主が株式買取請求をしようとする場合には、当該株主は、当該振替株式について買取口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならないものとする。
- ④ 発行者は、第116条第1項各号の行為、株式の併合、事業譲渡等又は組織再編がその効力を生ずる日までは、③の申請により買取口座に記載され、又は記録された振替株式について、自己の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができないものとする。
- ⑤ 発行者は、③の申請をした株主による株式買取請求の撤回を承諾したときは、遅滞なく、③の申請により買取口座に記載され、又は記録された振替株式について、当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならないものとする。

（注1） 上記のほか、買取口座に係る事項等について、所要の規定を整備するものとする。

（注2） 新株予約権買取請求についても、同様の規律を設けるものとする。

2 株式等の買取りの効力が生ずる時

- ① 第116条第1項各号の行為をする株式会社、事業譲渡等をする株式会社、存続株式会社等、吸収分割株式会社又は新設分割株式会社に対する株式買取請求についても、当該請求に係る株式の買取りは、これらの

行為がその効力を生ずる日に、その効力を生ずるものとする。

- ② 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、株主は、株券発行会社に対し、当該株式に係る株券の提出をしなければならないものとする。
- ③ 第133条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しないものとする。

(注) 新株予約権買取請求についても、同様の規律を設けるものとする。

3 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度

第116条第1項各号の行為をする株式会社、全部取得条項付種類株式を取得する株式会社、株式売渡請求をする特別支配株主、株式の併合をする株式会社、事業譲渡等をする株式会社、消滅株式会社等又は存続株式会社等は、株式買取請求又は価格決定の申立てをした株主に対し、株式の価格の決定がされる前に、公正な価格と認める額を支払うことができるものとする。

(注) 新株予約権買取請求等についても、同様の規律を設けるものとする。

4 簡易組織再編、略式組織再編等における株式買取請求

- ① 存続株式会社等において簡易組織再編の要件を満たす場合及び譲受会社において簡易事業譲渡の要件を満たす場合には、反対株主は、株式買取請求権を有しないものとする。
- ② 略式組織再編又は略式事業譲渡の要件を満たす場合には、特別支配会社は、株式買取請求権を有しないものとし、株式買取請求に関する通知の対象である株主から特別支配会社を除くものとする。

第5 組織再編等の差止請求

次に掲げる行為が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとする。

- ① 全部取得条項付種類株式の取得
- ② 株式の併合
- ③ 略式組織再編以外の組織再編（簡易組織再編の要件を満たす場合を除く。）

(注) 略式組織再編の差止請求（第784条第2項及び第796条第2項）については、現行法の規律を維持するものとする。

第6 会社分割等における債権者の保護

1 詐害的な会社分割等における債権者の保護

- ① 吸収分割会社又は新設分割会社（以下「分割会社」という。）が吸収分割承継会社又は新設分割設立会社（以下「承継会社等」という。）に承継されない債務の債権者（以下「残存債権者」という。）を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする。ただし、吸収分割の場合であって、吸収分割承継会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでないものとする。

（注） 株式会社である分割会社が吸収分割の効力が生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に全部取得条項付種類株式の取得又は剰余金の配当（取得対価又は配当財産が承継会社等の株式又は持分のみであるものに限る。）をする場合（第758条第8号等）には、上記の規律を適用しないものとする。

- ② ①の債務を履行する責任は、分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をしたことを知った時から2年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅するものとする。会社分割の効力が生じた日から20年を経過したときも、同様とするものとする。

（注） 事業譲渡についても、①及び②と同様の規律を設けるものとする。

2 分割会社に知れていない債権者の保護

- ① 会社分割に異議を述べることができる分割会社の債権者であって、各別の催告（第789条第2項等）を受けなかったもの（分割会社が官報公告に加え日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告による公告を行う場合（第789条第3項等）にあつては、不法行為によって生じた債務の債権者であるものに限る。②において同じ。）は、吸収分割契約又は新設分割計画において会社分割後に分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、分割会社に対して、分割会社が会社分割の効力が生じた日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする。
- ② 会社分割に異議を述べることができる分割会社の債権者であって、各別の催告を受けなかったものは、吸収分割契約又は新設分割計画において会社分割後に承継会社等に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものと

する。

第3部 その他

第1 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求

- ① 株主は、他の株主が次に掲げる規制に違反した場合において、その違反する事実が重大であるときは、当該他の株主に対し、これにより取得した株式について議決権の行使をやめることを請求することができるものとする。
- ア 株券等所有割合が3分の1を超えることとなるような株券等の買付け等について公開買付けを強制する規制（金融商品取引法第27条の2第1項第2号から第6号まで）
- イ 公開買付者に全部買付義務（応募株券等の全部について買付け等に係る受渡しその他の決済を行う義務）を課す規制（同法第27条の13第4項）
- ウ 公開買付者に強制的全部勧誘義務（買付け等をする株券等の発行者が発行する全ての株券等について買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行う義務）を課す規制（同法第27条の2第5項、金融商品取引法施行令第8条第5項第3号参照）
- ② ①による請求は、①の事実が生じた日から1年以内に、その理由を明らかにしてしなければならないものとする。
- ③ 株主は、①による請求をするときは、併せて、株式会社に対してその旨及びその理由を通知しなければならないものとする。
- ④ ①の他の株主は、①による請求を受けたときは、①の株式について議決権を行使することができないものとする。
- ⑤ ④にかかわらず、株式会社は、①の他の株主が③による通知の日から2週間以内の日を株主総会の日とする株主総会において議決権を行使することを認めることができるものとする。
- （注） 種類株主総会における議決権の行使についても、上記と同様の差止請求を認めるものとする。

（補足説明）

議決権行使の差止請求の実効性を確保する観点からは、有効に差止請求がされた場合には、株式会社が当該差止請求に係る議決権の行使を拒むこととする必要があるところ、そのためには、有効な差止請求を受けた株主は議決権を行使することが

できない旨の規律を設けることが、最も直截かつ簡潔である。そこで、本文の④は、そのような規律を設けるものである。また、本文の③は、差止請求があった場合に、株式会社が適切な対応をするための前提として、差止請求をした株主は、併せて、当該差止請求をした旨及びその理由を株式会社に通知すべき旨の規律を設けるものである。

この点に関し、当部会においては、特に、株主総会の直前に差止請求がされ、株主総会までに仮処分命令が間に合わなかった場合に、当該差止請求に係る議決権の行使を拒むべきか否かを株式会社が判断しなければならないものとするのは、株式会社を困難な立場に追い込むおそれがあり、法的安定性の観点から慎重に検討する必要があるとの指摘がされている。

そこで、本文の⑤は、株式会社は、本文の③による差止請求の通知を受けた場合でも、当該通知の日から2週間以内の日で開催される株主総会においては、差止請求に係る議決権の行使を任意に認めることができるものとするものである。これにより、差止請求の通知を受けた株式会社に、差止請求の理由の存否等を確認し、株主総会における対応を検討するための時間的余裕が与えられることとなる。また、そのような時間的余裕がない場合（すなわち、株主総会の日から2週間前の日以降に差止請求の通知がされた場合）には、株式会社は、差止請求に係る議決権の行使を任意に認めることにより、株主総会の決議の有効性に疑義が生ずることを回避することも可能となる（他方で、差止請求に理由がある場合には、差止請求に係る議決権の行使を拒むこともできるが、これを拒まなかったからといって、決議取消事由となるものではない。）。

第2 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

第125条第3項第3号及び第252条第3項第3号を削るものとする。

第3 その他

1 募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約

募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合（第205条）であって、当該募集株式が譲渡制限株式会社であるときは、株式会社は、株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該契約の承認を受けなければならないものとする。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでないものとする。

（注） 募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締

結する場合（第244条第1項）であって、当該募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるとき等についても、同様の規律を設けるものとする。

2 監査役の監査の範囲に関する登記

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社について、当該定款の定めを登記事項に追加するものとする。

3 いわゆる人的分割における準備金の計上

吸収分割株式会社又は新設分割株式会社が吸収分割の効力が生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に残余金の配当（配当財産が吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分のみであるものに限る。）をする場合には、第445条第4項の規定による準備金の計上は要しないものとする。

4 発行可能株式総数に関する規律

- ① 株式の併合をする場合における発行可能株式総数についての規律を、次のとおり改めるものとする。
 - ア 株式会社が株式の併合をしようとするときに株主総会の決議によって定めなければならない事項（第180条第2項）に、株式の併合がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における発行可能株式総数を追加するものとする。
 - イ アの発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の4倍を超えることができないものとする。ただし、株式会社が公開会社でない場合は、この限りでないものとする。
 - ウ 株式の併合をする株式会社は、効力発生日に、アによる定めに従い、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなすものとする。
- ② 公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合には、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないものとする。
- ③ 新設合併等における設立株式会社（第814条第1項）の設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができないものとする。ただし、設立株式会社が公開会社でない場合は、この限りでないものとする。

5 特別口座の移管

- ① 特別口座に記載又は記録がされた振替株式について、当該振替株式の

発行者は、一括して、当該特別口座を開設した振替機関等以外の振替機関等に当該特別口座の加入者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（以下「移管先特別口座」という。）を振替先口座とする振替の申請をすることができるものとする。

- ② ①の申請をした発行者は、特別口座の加入者に対し、移管先特別口座を開設した振替機関等の氏名又は名称及び住所を通知しなければならないものとする。

(注1) 上記のほか、移管先特別口座に係る事項等について、所要の規定を整備するものとする。

(注2) 振替社債、振替新株予約権及び振替新株予約権付社債についても、同様の規律を設けるものとする。